

志木市元気の出るまちづくり 活動報奨金制度

市民の皆さん自らの活動による、夢とふれあいのあるまちづくりを推進するため、社会貢献活動や複数の団体による交流活動など、次の①～⑤を行う市内の市民団体に報奨金を支給します。

また、令和3年度は①～⑤の報償を受ける団体に⑥新型コロナウイルス感染症対策助成も併せて支給することとします。

① 地域活性化活動（1年度内1回限り）

市民を対象とした、継続が可能な地域活性化活動や夢のあるまちづくり活動

例) 高齢者・障がい者へのボランティア活動、文化・スポーツ・青少年育成活動、まちなか清掃活動、花いっぱい活動、人づくり活動、国際交流・国際理解活動など

支給額：事業費の2分の1 限度額5万円



② 団体交流活動（1年度内1回限り）

市内の複数の団体が共同で実施する交流活動

例) 町内会と子ども会などによる夏祭り、複数の団体での合同スポーツ大会など

支給額：事業費の2分の1 限度額5万円

【注意】

①～②で入場料等の収入がある場合は、報奨金の支給額が異なる場合があります。
また、食糧費は本制度の対象とはなりません。

③ 研修バス事業（1年度内1回限り）

団体の技術、教養を高めるために貸切バスを利用して行う研修活動

注1. 貸切バスとは道路運送法に規定する一般貸切旅客自動車を行います。

注2. 親睦旅行や旅行会社の企画したバス旅行等は対象となりません。

支給額：車両借上げ料（バス代）の2分の1 限度額4万円



④ 地域リサイクル活動（1年度内請求5回まで）

団体が実施する資源物を回収する活動（紙、金物、布、ビンの回収）

支給額：1kgにつき3円 1回の限度額は3万円



⑤ 地域間交流事業（1年度内1回限り）

次の地域との地域間交流の拡大を図り、友好を深めるための相互交流活動

防災協定を結んでいる群馬県館林市、長野県飯綱町、埼玉県深谷市、千葉県東庄町、山梨県富士吉田市

支給額：事業費の2分の1 限度額は10万円

⑥ 新型コロナウイルス感染症対策助成（1年度内1回限り）

新型コロナウイルス感染症対策のため必要な需用費等の助成

①～⑤の活動補助を受ける団体に助成いたします。

①地域活性化 上限4万円 ②団体交流 上限4万円 ③研修バス 上限2万円

④地域リサイクル 上限1万円 ⑤地域間交流 上限10万円

※対象は感染症予防のために購入するものに限りです。



本事業の対象は、

市内の自主的に社会貢献やコミュニティ活動を行う10人以上の団体です。

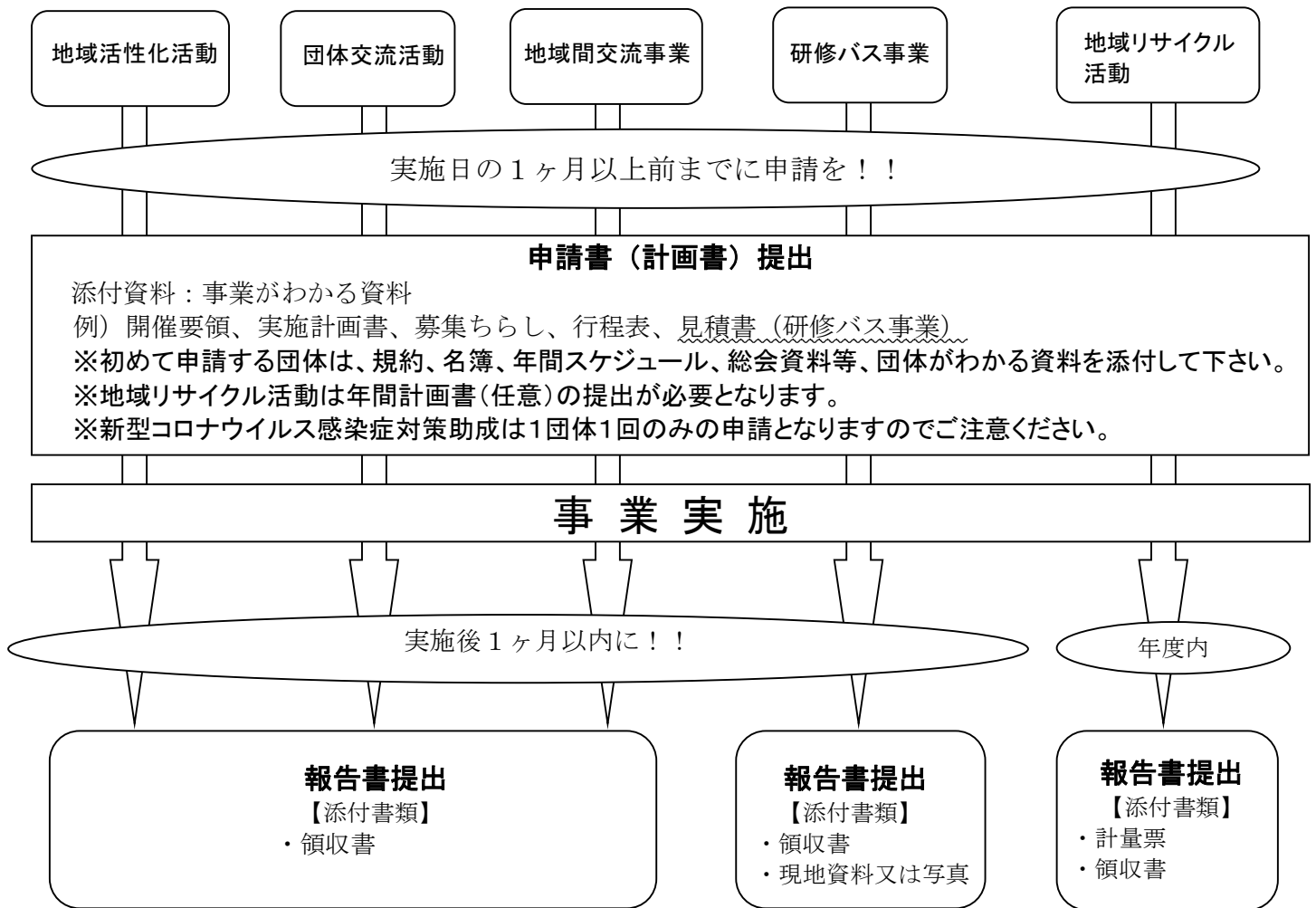
例) 町内会、婦人会、老人会、子ども会、小中学校PTA、幼稚園や保育園の父母会など

申し込み方法などは、裏面をご覧ください

⚠ 提出時の注意事項 ⚠

- 1 それぞれの事業で支給要件が異なるため、必ず事前に市民活動推進課までご相談ください。
- 2 他の公的補助金・支援金を受けている場合は、対象となりません。
- 3 報奨金の支払いは、団体名義の口座へ振り込みとなります。
(団体名義の口座がない場合は、申請できません。)

◎支給制度手続きの流れ



※申請事業の領収書と新型コロナウイルス感染症対策助成の領収書は分別して添付してください。

提出先 (問合せ先)	志木市役所 第2庁舎 1階 市民活動推進課
	住所 志木市中宗岡1-1-1
	電話 048-473-1111
	FAX 048-474-7009
	Email shien@city.shiki.lg.jp